

株式会社証券保管振替機構における手数料の割戻しの不実施に伴う  
「手数料に関する規則」の一部改正について

2016年3月4日  
株式会社日本証券クリアリング機構

1. 改正趣旨

株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）において、手数料の割戻しが来期以降実施されなくなることに伴い、手数料に関する規則について、所要の改正を行う。

2. 改正概要

決済に係る手数料の割戻制度の廃止

- ・ 保管振替機構における手数料の割戻しが、来期以降実施されなくなることに伴い、当社の手数料に関する規則における関連規定を廃止する。

（備考）

- ・ 手数料に関する規則第3条

3. 施行日

2016年4月1日から施行する。

以上

手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

2

## 手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(決済に係る手数料)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>(決済に係る手数料)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>当社は、DVP対象有価証券の当社における清算約定の決済に関し当社が保管振替機構に対し支払いを行った手数料について保管振替機構から割戻しを受けた場合には、決済に係る手数料の割戻しとして、当社が保管振替機構から割戻しを受けた額に相当する額として当社がその都度定める額を、当社が定めるところにより清算参加者に支払うものとする。</u></p>